



東上総の未来を創る「人」を育てる 惜しめないサポートを

千葉県教育庁東上総教育事務所長 小林 健一



令和7年度の東上総教育事務所はテーマを「人材育成」と「連携強化」とし、本事務所の運営方針を刷新しました。

「すべては子供たちのために」今なすべきことは何かと考えた時、多種多様な人材育成が必要であると捉え、サブタイトルを「東上総の未来を創る人を育てる惜しめないサポートを」とし、「人」を育てることにフォーカスしました。

未来を創る人づくりのために、事務所としてそれぞれの立場に応じた「人」を育てるという決意が込められています。

まず、学校には「ファシリテーター」の役割を果たします。

各学校が、学校長を中心に、児童生徒、保護者、地域等の実態に応じた「特色ある学校づくり」を進められるよう、支援します。

また、家庭・地域には「サポーター」の役割を果たします。

私たち教育公務員は、社会的責任規範に従い、家庭・地域を援助する必要があります。スポーツチームの「サポーター」同様、単に応援をするだけではなく「支える存在」となり、家庭・地域を支援します。

17の市町村教育委員会には「アドバイザー」の役割を果たします。

学校を監督する主体は、あくまでも市町村教育委員会です。教育事務所は、市町村教育委員会へ、必要に応じて適切な指導・助言に努めることで支援します。

そして教育事務所は、「学校・家庭・地域・市町村教育委員会」へ効果的で適切な支援ができるように幅広い知見を持つ必要があります、教育事務所員の力量アップ、つまり「人」づくりにも努めてまいります。

令和7年度は、新たな運営方針のもと、所員一同一丸となって、この1年間取り組んでまいります。皆様の御理解と御協力をどうぞよろしくお願いいたします。



総務課より

諸手当の届出について

諸手当は、必ずしも全ての職員に支給されるのではなく、それぞれの手当の支給要件に該当する職員についてのみ支給されるものです(地域手当を除く)。主な手当として、通勤手当・扶養手当・住居手当がありますが、いずれも職員本人からの届出により認定され、支給が可能となります。

受給後、届出事項に変更が生じた場合、変更の事実発生日から15日以内の届出が必要となります。届出が遅れることにより戻入等が発生します。特に、扶養手当は期末勤勉手当や所得税、組合員証などにも影響がありますので、被扶養者の収入額等については、常に確認するようお願いします。





不祥事根絶に向けて、日頃から、各学校をはじめ各市町村教育委員会において、研修会等をとおして真摯に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

しかしながら、県内においては、令和6年度の懲戒処分件数は29件（監督責任を含む）であり、令和5年度の52件（監督責任を含む）から大幅に数が減りましたが、未だ不祥事が後を絶ちません。昨年度の懲戒処分件数における、小中学校教職員の処分件数は16件（監督責任を含む）となっています。その中で、児童生徒に対する「わいせつ・セクハラ」による懲戒処分事案は6件（3件は懲戒免職）発生しました。

教職員の不祥事は公教育に対する県民の信頼を大きく裏切る重大な事態です。「わいせつ・セクハラ」のみならず「飲酒運転」、「体罰」、「公金の着服」、「個人情報紛失」、「不適切な指導」等、改めて不祥事根絶に向けた実効性のある取組が求められています。

こうした現状を踏まえ、千葉県教育委員会は、「教職員の服務に関するガイドライン」を令和7年3月に改正しました。ガイドラインを精読し、教職員一人一人が自らの倫理観や規範意識をより一層高め、服務の厳正に努めていただきたいと思います。

【ガイドラインに新たに加わった項目】

第1章 不祥事の未然防止のために

- 子どもの人権・権利（P1）
- 児童生徒を守る義務～安全配慮義務～（P3）
- 不祥事を起こす理由（P7）

第2章 信頼される教職員となるために

- 学校という職場に関する理解（P8）
- 児童生徒性暴力の禁止（P11）
- 利害関係者との不適切な接触等の禁止（P25）
- 営利企業等の従事許可を得る手続きの
け怠の防止（P27）

第3章 法律の専門家による事例検討資料

- 児童生徒性暴力等①～②（P31～P35）
- 体罰、不適切な指導（P40）

第4章 不祥事発生時の初期対応等について

- 児童生徒性暴力等に係る初期対応（P44）
- 教職員の不祥事（児童生徒性暴力等以外）に係る初期対応例（P47）

第5章 教職員の服務等について

- 教職員の服務に関する法令等リンク集（P56）



本ガイドラインや不祥事根絶リーフレット、不祥事の未然防止に係る自己分析シート等を活用し、不祥事根絶に向けた取組を充実させていただくとともに、職場のモラルアップを図るために、一人一人がやりがいや成就感、達成感、帰属意識をもてる職場づくりを推進していきましょう。

指導室より

「第4期千葉県教育振興基本計画」について

「第4期千葉県教育振興基本計画」が策定されました。ぜひ内容を御確認ください。



基本理念

人生をしなやかに切り拓き、千葉の未来を創る「人」の育成
～一人一人が可能性を最大限に伸ばし、自分らしく活躍するために～

基本目標1 子供たちの自信を育む教育の土台づくり

基本目標2 未来を切り拓く「人」の育成

基本目標3 地域全体で子供を育てる体制と全ての人が活躍できる環境づくり

「個別最適な学び」と「協働的な学び」の
一体的な充実

安全・安心な学びの場づくりの推進

柔軟で連続性のある「多様な学びの場」と
支援の充実

キャリア教育の推進

「チーム学校」の実現

食育の推進

ICT利活用の日常化

いじめへの対応

などなど…

↓ 第4期千葉県教育振興基本計画については、下記URLか二次元コードから御確認ください。

URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/keikaku/keikaku4.html>

